

令和7年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年6月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年6月17日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年6月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年6月25日 13時30分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年6月25日 14時04分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 18名 欠 席 1名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	▲
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 3 番	高 橋 栄 光	議席番号 4 番	竹 田 憲 治
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号12番大森直子委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上1名の欠席となっており、出席委員数は19名中18名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号3番高橋栄光委員と議席番号4番竹田憲治委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第3回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年6月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 3 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、7 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、3 項目め、令和 7 年度「農地の日」各地区の活動について

内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなり、本日の「農地の日」活動出発式の実施となるものです。

4 項目め、和 7 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の参加について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなり、委員の皆様にご通知をいたしましたところです。

また、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の 4 項目めで事務局より報告を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

三浦会長より 1 件の質問が出され、運営委員会の間で意見交換が行われました。

その後に運営委員から 1 件の要望が出され、事務局で検討することとしました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 3 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 6 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 7 ページをご覧ください。

令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 6 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 3 番までは先月の総会内容、まる 4 番は 2 月の総会内容となります。

まる 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は6月17日の火曜日でございます、8件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の1番委員小山田和義委員、農業委員の3番委員高橋栄光委員、推進委員の西根南地区の1番委員松村芳明委員、推進委員の西根北地区の1番委員畠山新伍委員、推進委員の松尾地区の1番委員高橋和夫委員の5名でございます。

また、事務局からは私の1名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる7番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年5月16日から令和7年6月18日までの間で、あっせんの申出は3件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

関係資料1ページから2ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

議案の説明に入る前に農地法第3条の概要を説明します。

農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与など行い、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号 1：松尾第 1 地割 392、田、618 m²を含む 12 筆 22,234 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が一部は保全管理、一部は遊休化しておりますが、農地に復旧し、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 2：松尾第 12 地割 311-1、田、80 m²を含む 3 筆 3,957 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 3：扇畑 3-8、畑、703 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 4：西根寺田第 16 地割 78、田、1,043 m²を含む 2 筆 1,760 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

なお、譲受人は取得農地に隣接する空き家をあわせて取得予定で、そこを拠点に営農予定です。

申請番号 5：松尾第 9 地割 3-2、田、678 m²を含む 14 筆 16,111 m²です。

贈与による親子間の所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稻及び野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の 3 ページ以降に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員畠山新伍委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（畠山新伍委員）

推進委員の畠山新伍です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 松尾八幡平駅から北西へ約 3 km 以内に点在しています。現況は、原野化されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、JR 松尾八幡平駅から北西へ約 500m の地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、JR 赤坂田駅から北東へ約 1.4km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 100m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、八幡平市役所から西へ約 2 km 以内に点在しています。現況は、水稻及び野菜が作付されており、一部は保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法第5条の概要を説明いたします。

農地法第5条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。

所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第46地割172-1、田、949㎡を含む2筆1,738㎡です。

転用の目的は、売買による野菜の調整場および出荷場の建設です。

申請者は、経営規模を拡大している中で調整場や出荷場が不足しており経営に支障が生じていることから 今回申請のあったものです。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地、例外規定は農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

申請番号 2：松尾寄木第 17 地割 159-1、田、498 m²です。

転用の目的は、売買による一般住宅の建築です。

申請者は、子どもの通学の安全性や両親の介護などの観点から会社や実家に近い申請地への転居を考え今回申請のあったものです。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、例外規定は集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

各申請とも農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員畠山新伍委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（畠山新伍委員）

推進委員の畠山新伍です。

申請番号 1 番ですが、位置は J R 東大更駅から北東へ約 1.2 k m の地点です。現況は保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約 800 m の地点です。現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農業振興地域整備計画の変更(随時見直し)に係る意見の決定について』

議長 (三浦会長)

次に、議案第3号『農業振興地域整備計画の変更(随時見直し)に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に農業振興地域整備計画の変更の概要を説明いたします。

農業振興地域整備計画とは、農業振興のための各種施策を計画的に推進するために市町村が定める計画で計画の一つとして、今後10年以上にわたり農用地として利用すべき農用地区域を指定しています。

農用地区域は、農業上の利用を確保すべき土地として指定されていることから農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外が必要となり、市は計画の変更が必要となることから、農業委員会の意見が求められるものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

本件は、農地転用の申請を目的とした農業振興地域整備計画の変更です。

協議内容の一部は転用許可申請の内容に読み替えてご審議いただきますようお願いいたします。

申請番号1；荒木田第7地割4、田、844㎡を含む2筆1,620㎡です。

変更内容は、農業用施設用地への用途変更で変更の目的は、農作業小屋及び倉庫の建設です。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地、例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、農地転用の許可要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (三浦会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員畠山新伍委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員 (畠山新伍委員)

推進委員の畠山新伍です。

申請番号1番ですが、位置は寺田小学校から南西へ約1.4kmの地点です。現況は、保全されておりまして。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、転用許可相当と判断できるため農業振興地域整備計画の一部変更は、支障ないと判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』により、議席番号14番中村一彦委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

15番委員（三浦委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、どうぞ。

15番委員（三浦委員）

15番の三浦隆です。

ちょっとお聞きしたいんですが、これ完成年度が昭和42年度というのはどういうことかお聞きします。

事務局（恩賀主任）

事務局お答えいたします。

この昭和42年度というのは土地改良事業の完成年度でございます。以上です。

議長（三浦会長）

いいですか。

15番委員（三浦委員）

はい。

議長（三浦会長）

それでは、はい。

15番委員（松村委員）

18 番松村です、お願いします。

関係資料の 17 ページの方の 7 番の所に建つ訳ですけれどもこの 4 番は何かを使うのかな、ただこのまま空き地にしてしまうのか。

事務局（恩賀主任）

事務局回答いたします。

手前の 4 番につきましては駐車場用地や車の転回場として使う予定です。以上です。

15 番委員（松村委員）

分かりました。

議長（三浦会長）

その他にありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 3 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦会長）

ここで、議席番号 14 番中村一彦委員の着席を求めます。

（14 番 中村一彦 委員 着席確認）

○議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページから 18 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 9 件、使用貸借権設定 17 件、一時貸付を含む所有権移転が 4 件の合計 30 件です。

賃貸借権設定のうち 1 件は更新、その他 29 件は新規の申請です。

議案の説明の前に農用地利用集積等促進計画について概要を説明いたします。

農用地利用集積等促進計画とは「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地中間管理機構である岩手県農業公社が、所有者から農地を借り受け、または買い受け、耕作者へ貸し付ける、または売り渡す計画のことです。

それでは、議案の説明に入ります。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～5 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 6 番～9 番は西根北地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 10 番～15 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 16 番～23 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 24 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 25 番～26 番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 27 番～28 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 29 番～30 番は西根北地区に係る申請です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 1 番及び 7 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 16 番工藤嘉充委員の退席を求めます。

（16 番 工藤嘉充 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 1 番及び 7 番の案件の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番及び7番の案件を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号1番及び7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号16番工藤嘉充委員の着席を求めます。

（16番 工藤嘉充 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号30番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番中村一彦委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号30番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号30番の案件を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号30番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14

番中村一彦委員の着席を求めます。

(14 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 1 番、7 番及び 30 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論
ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 1 番、7 番及び 30 番を除く議案
第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 1 番、7 番及び 30 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定
について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『令和 7 年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『令和 7 年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事
務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案の 19 ページをお開きください。縦方向の印刷となります。

議案第 5 号の説明をさせていただきます。

ただ今から説明する内容につきましては、令和 7 年 5 月 23 日の第 2 回農業委員会議におきまし
て今年度の案として決定をいただいたものです。

それでは、案の内容について説明をします。

次のページとなります。別紙、令和 7 年度八幡平市農業委員会活動計画となります。

次のページをお開きください。ローマ数字Ⅰの基本方針でございます。

令和 6 年度の基本方針と大きな変更はございません。

次のページとなります。ローマ数字Ⅱの実施計画となります。

1の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成30年9月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。

続きまして2の研修、3の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

次のページをお開きください。4の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、（1）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

また、令和5年の4月から施行されている、改正農業経営基盤強化促進法により、農業委員会の新たな役割として位置づけられた「⑤地域計画策定に向けた目標地図の加除・修正」に関する項目を記載しております。

続きまして、（2）促進事務につきましては、このページから26ページにわたり①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和6年度の確定数値及び令和7年度の目標数値を掲載しております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第5号『令和7年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時04分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審

議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年7月25日

会 長 _____

3 番委員 _____

4 番委員 _____

令和 7 年度

第 3 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1）第 3 回運営委員会報告
 - （2）農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第 5 号 令和 7 年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 5 閉 会